

少年審判規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

○ 少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3 裁判所は、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは、付添人と少年との関係その他の事情を考慮し、付添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保護者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保護者に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、付添人による審判の準備その他の審判の準備上の支障を生ずるおそ</p>	<p>2 （上記に同じ）</p> <p>（新設）</p>
<p>2 付添人（法第六条の三の規定により選任された者を除く。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、審判開始の決定があつた後は、保護事件の記録又は証拠物を閲覧することができない。</p>	<p>2 （上記に同じ）</p>
<p>（記録、証拠物の閲覧、謄写） 第七条 保護事件の記録又は証拠物は、法第五条の二第一項の規定による場合又は当該記録若しくは証拠物を保管する裁判所の許可を受けた場合を除いては、閲覧又は謄写することができない。</p>	<p>（記録、証拠物の閲覧、謄写） 第七条 （上記に同じ）</p>

4 | があるときは、この限りでない。

4 | 裁判所は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、付添人による審判の準備その他の審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項本文に規定する部分であつて裁判所が指定するものの閲覧を禁じることができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

5 | 裁判所は、前二項の規定による措置をとるには、あらかじめ、付添人の意見を聴かなければならない。

6 | 裁判所は、第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、付添人にその旨を通知しなければならない。この通知をするには、第三項の規定による措置にあつては裁判所が指定した事項を、第四項の規定による措置にあつては裁判所が指定した部分を特定してこれをしなければならない。

7 | 裁判所は、第三項の規定により付した条件に付添人が違反したとき、又は同項の規定による時期若しくは方法の指定に付添人が従わなかつたときは、弁護士である付添人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

8| 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条第四号等)

第二十四条の二 法第十七条第一項第二号の措置がとられてい
る事件について、法第十九条第二項(第二十三条第三項)において準用する場合を含む。又は第二十条の決定をするときは、裁判長が、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十条第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない。ただし、少年又は保護者が選任した弁護士である付添人があるときは、弁護人を選任することができる旨は告げることが要しない。

2| 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

3| 第一項の裁判長は、刑事訴訟法第三十七条の二第一項に規定する事件について本人に弁護人を選任することが
できる旨を告げる際に、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。この場合においては、同法第二百七
条第四項の規定を準用する。

4| 前三項の規定により告知及び教示をする場合には、

(新設)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条第四号等)

第二十四条の二 (上記に同じ)

(新設)

2| 前項の裁判長は、刑事訴訟法第三十七条の二第一項に規定する事件について本人に弁護人を選任することが
できる旨を告げる際に、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。この場合においては、同法第二百七
条第三項の規定を準用する。

3| 前二項の規定により告知をする場合には、裁判所書

裁判所書記官が立ち会い、調書を作成する。

記官が立ち会い、調書を作成する。